

2017年 4月3日

No.276

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

3月9日、総務委において7日に行われた高市大臣の所信表明に対する質疑が行われました。

又市征治議員は、公営企業の在り方、臨時・非常勤職員の処遇改善、郵政のユニバーサルサービスの維持等について、政府の見解を質しました。

公営企業の合理化が、公共サービスの低下を招いてはならない



又市議員は公営企業法の第3条をもとに、公営企業は経済性だけを追求するのではなく、公共の福祉を増進しなければならないと述べ、現在、公営企業に関する検討会を設けた意図を質しました。

黒田自治財政局長は、企業体の経営環境が厳しくなるなかで、事業廃止、民営化、広域化、民間活用といった抜本的改革に当たっての考え方・留意点について協議していると答弁しました。

又市議員は、経済性のために公共の福祉が犠牲にならないこと、採算性だけを問題にするのではなく雇用問題や、今後の事業の将来像についても検討するように求めました。

高市総務大臣からは、安定的なサービスの提供、組織・人材は、重要な経営基盤なので中長期的な観点から強化すると答弁がありました。

自治体で働く臨時・非常勤職員の雇用の安定化を図るべき

又市議員は自治体の非常勤職員の処遇が問題になったのは、総務省の進める行革によって正規職員が削減され、その穴埋めとして低賃金で雇用されたことに原因があると指摘し、これに対する総務省の認識を問うと共に、臨時・非常勤職員の処遇改善は当然のことであり、長期にわたって常勤職員と同一職種に従事する人のうち希望者は、正規職員への道を開くべきだと要求しました。

これに対し高原公務員部長は、臨時非常勤職員が正規の代替となっている指摘を認めつつ、多様化する行政ニーズへの対応や働く側も多様な働き方を求めていると、その増大を正当化しました。高市大臣は、臨時・非常勤職員が正規職員に転換する場合は、競争試験などにより正規職員としての能力実証を行う必要があると従来の見解を繰り返し、雇用の安定を望む臨時・非常勤職員の要求を無視しました。

株式売却後の、郵政のユニバーサルサービスの状況について

最後に又市議員は、日本郵政の株式売却後のユニバーサルサービスの状況や、その維持に向けた国の取組みを質しました。

金子政務官は、上場後、ゆうパケットの個人向けサービスの実施、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の限度額の引上げなどサービスの向上策が実施され、総務省も日本郵政グループが収益力の多角化、強化、経営の効率化などを進め、国民に民営化の成果を実感してもらえる経営を行うことを期待していると答弁しました。

又市議員は、金融2社の株式売却はユニバーサルサービスに支障がでないように配慮すべきだと主張し、郵政グループが独自に努力することは当然だが、国もユニバーサルサービスが維持されるように努力すべきだと要求しました。

日本郵政の原口常務は、ユニバーサルサービスへの影響、両社の経営状況、グループの一体性の確保、金融2社の株価、その他の市場動向等々も勘案しつつ、政府とも連携し検討すると答弁しました。高市大臣は、ゆうちょ銀行から申請された新規業務の認可について、申請から既に4年以上が経過しているので、結論を出したいと答弁しました。